

別添

最低制限価格の算定方法

「令和7年度 地籍調査事業 長狭物調査 業務委託」における最低制限価格の算定方法は以下のとおりとする。

1 次に掲げる額（円未満は切捨て）の合計額（1,000円に満たない端数があるときは、これを四捨五入する。）とする。

①直接作業費

②諸経費の55%

ただし、上記算定式による額が、予定価格の85%を超える場合は予定価格の85%の額とし、予定価格の80%に満たない場合にあつては予定価格の80%の額とする。